

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	マナビティーセンター使用料の徴収				
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町マナビティーセンター条例 第7条				
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第52号				
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 社会教育担当				
処分基準の内容	(使用料) 第7条 第5条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。				
	別表(第7条関係) 使用料金表				
	区分	午前 午前9時から正 午まで	午後 午後1時から午 後4時30分まで	夜間 午後5時から午 後9時30分まで	全日 午前9時から午 後9時30分まで
	大研修室	3,200円	3,700円	4,800円	10,500円
	研修室(1)	1,500円	1,800円	2,300円	5,000円
	研修室(2)	1,500円	1,800円	2,300円	5,000円
	研修室(3)	1,500円	1,800円	2,300円	5,000円
	研修室(4)	1,500円	1,800円	2,300円	5,000円
	会議室	950円	1,050円	1,400円	3,100円
	小会議室	700円	800円	1,050円	2,400円
	和室(1)	800円	950円	1,300円	2,750円
	和室(2)	800円	950円	1,300円	2,750円
	陶芸室	2,100円	2,500円	3,200円	7,000円
	木工芸室	2,100円	2,500円	3,200円	7,000円
手工芸室	2,100円	2,500円	3,200円	7,000円	
備考					
1 施設の管理に支障がない場合、団体使用に限り時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は次による。 (1) 超過時間1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、超過時間の属する使用時間区分の使用料の30パーセントに相当する額とする。 (2) 超過時間が使用区分に属さないときは、超過時間1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、その超過時間の直後の使用時間区分の使用料(夜間区分及び全日区分を超過したときは、夜間使用料)の30パーセントに相当する額とする。					
2 暖房実施期間中の使用料は、使用料金表の額又は超過時間の使用料の額の50パーセント増とする。					
3 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の団体利用(5名以上とする。)による施設の占有については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。					
4 商品の宣伝、展示及び即売等の営利営業の目的のために使用する場合の使用料は、使用料金表の額に町内者は100パーセント、町外者は200パーセント					

	<p>増とする。</p> <p>5 入場料を徴収する場合又は営利営業の目的のために使用する場合の使用料は、上記により算定した使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>6 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>7 陶芸室の陶芸窯を使用する場合は別に電気料の実費相当額を使用者が負担する。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	マナビティーセンター使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町マナビティーセンター条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第52号
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 社会教育担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、その賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又はセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p>
備 考	

注 各欄は、様式第2号と一致させること。

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	原状回復
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町マナビティセンター条例 第12条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第52号
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 社会教育担当
処分基準の内容	<p>(原状回復)</p> <p>第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	損害賠償
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町マナビティセンター条例 第13条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第52号
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 社会教育担当
処分基準の内容	(損害賠償) 第13条 使用者は、その使用により建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>町民会館使用料の徴収</p>																																														
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町民会館条例 第7条第1項及び第2項</p>																																														
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第36号</p>																																														
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>教育委員会 社会教育グループ 文化振興担当</p>																																														
<p>処分基準の内容</p>	<p>(使用料)                  第7条 第5条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。                  2 前項のほか、町民会館に備付けの特殊器具又は物件等を使用するときは別に規則で定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>別表第1(第7条関係)                  町民会館使用料金表</p> <table border="1" data-bbox="475 952 1406 1637"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1ホール「びほーる」</td> <td rowspan="14">1時間</td> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞台</td> <td>1,000円</td> <td>練習のために使用する場合</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楽屋3</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2ホール</td> <td>1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別室</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3ホール</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                  1 営利営業を目的に使用する場合の使用料は、使用料金表の額の200パーセント増とする。                  2 第1ホール「びほーる」を使用する場合の使用料は、楽屋1、楽屋2、楽屋3及びギャラリーの使用料を徴収しない。ただし、個別使用での使用料は徴収する。                  3 超過時間の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき使用料金表の額の30パーセント増とする。                  4 暖房実施期間中の使用料は、使用料金表又は超過時間の使用料の額の50パーセント増とする。                  5 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>			区分	単位	使用料	摘要	第1ホール「びほーる」	1時間	5,000円		舞台	1,000円	練習のために使用する場合	楽屋1	300円		楽屋2	300円		楽屋3	400円		ギャラリー	500円		第2ホール	1,600円		特別室	400円		和室1	400円		和室2	400円		小会議室	300円		第3ホール	800円		ホワイエ	400円	
区分	単位	使用料	摘要																																												
第1ホール「びほーる」	1時間	5,000円																																													
舞台		1,000円	練習のために使用する場合																																												
楽屋1		300円																																													
楽屋2		300円																																													
楽屋3		400円																																													
ギャラリー		500円																																													
第2ホール		1,600円																																													
特別室		400円																																													
和室1		400円																																													
和室2		400円																																													
小会議室		300円																																													
第3ホール		800円																																													
ホワイエ		400円																																													

別表第2(第7条関係)

町民会館食堂使用料金表

区分	単位	使用料	摘要
食堂	1か月	90,000円	

備考

- 1 ちゅう房及び附属設備を含む
- 2 暖房実施期間中の使用料は、使用料金表の額の50パーセント増とする。
- 3 電気料は、実費負担とし、その金額は毎月町長が徴収する。

【美幌町民会館条例施行規則】

(備付物件の使用料)

第7条 条例第7条第2項の規定による備付の特殊器具又は物件等の使用料は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第7条関係)

町民会館備付物件使用料表

種別	名称	単位	使用料	摘要
設備備品	舞台照明設備	1日	5,000円	
	音響設備	1日	1,000円	
	ビデオプロジェクター	1日	1,000円	スクリーン含む
	金屏風	1日	1,000円	
	ピアノ	1日	2,000円	

備考 営利目的で使用する場合は、上記の単位にかかわらず1日の使用回数に使用料を乗じて使用料を徴収するものとする。

処分基準の未設定理由

- ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの
- イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの
- ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

備考

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	町民会館使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町民会館条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第36号
所 管 部 署 名	教育委員会 社会教育グループ 文化振興担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は町民会館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第6条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他町民会館の管理上支障があるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	